

## 松阪市暮らしのガイド(第5版)無償提供事業者の募集要項

### 1. 概要

市役所の窓口や各種手続きなどの行政情報や地域情報など、市民の暮らしに役立つ情報を提供するため、以下のとおり暮らしのガイド(第5版)を作成し、松阪市に対し、無償でこれを提供していただく事業者を募集する。

### 2. 基本方針

本業務において、特に下記の方針に注力したい。

#### (1)松阪市総合計画に基づいた施策等に対する取り組みの紹介

松阪市は少子高齢化や若い年代の市外への人口流出が進み、人口減少と超高齢社会が大きな課題となっている。「若者定住・福祉社会の実現」を始め、「超高齢社会を乗り越えるための対策」など重点的な取組みについて掲載する。

#### (2)情報のユニバーサルデザイン化の推進

識字しやすいユニバーサルデザインフォントの活用や文字の大きさ・間隔、色弱者等について配慮した、読みやすい冊子づくりを目指す。

#### (3)総合的な情報冊子としての役割

各部課の電話番号や業務内容の掲載だけでなく、移住者などが松阪市の歴史や文化、特産品、祭りを一通り知ることのできる総合的な情報冊子づくりを目指す。

### 3. 発行形態と費用負担

松阪市が提供する行政情報と事業者が収集する地域情報・広告を併せた情報誌として発行する。市は、発行・配布等にかかる一切の費用を負担しない。

### 4. 広告の募集等

広告主の募集は事業者が行う。

### 5. 仕様

- |           |                               |
|-----------|-------------------------------|
| (1)発行予定部数 | 全 78,000 部 (前回第4版 78,000 部)   |
| ※全戸配布分    | 74,000 部 (前回第4版 72,697 部)     |
| 松阪市納品分    | 4,000 部 (前回第4版 5,000 部+303 部) |

#### (2)規格判型 A4 版

#### (3)使用する用紙及び刷色 上質紙または再生紙・四色カラー刷り

#### (4)ページ数 160 ページ程度

#### (5)その他

・前回発行した暮らしのガイド(第4版)程度以上の品質を保つこと。前回のデータは、松阪市ホームページに掲載してあるため、参考にする。

・松阪市のホームページ等で公開できる形式(PDF 等)でも納品すること。

## 6. 掲載内容

- (1)行政情報(市役所の各担当業務案内、市の概要、総合計画、市内地図など)
- (2)地域情報(歴史、文化、祭り、特産品の紹介など)
- (3)特集(子育て情報を含む、その他業者提案内容など)

\*上記は必ず含むこと。

\*広告を掲載する場合は全ページの3割程度を上限とする。

\*行政情報の掲載概要は、松阪市のホームページ掲載の情報を参考にすること。

## 7. 原稿

松阪市は、行政情報、地域情報、特集の原稿素材及びそれらの写真素材などの提供・校正を行う。事業者は、提供された素材を元に原稿作成・校正を行うとともに、表紙・裏表紙を含む全体のデザインとレイアウトを行う。ただし、独自提案の原稿素材及び写真素材についてはこの限りではない。

## 8. 掲載広告

「松阪市における民間企業等の広告掲載に関する規則」(以下「規則」という。)及び「松阪市暮らしのガイド無償提供に関する要綱」(以下「要綱」という。)を遵守するものであること。

・掲載面や配置等については松阪市と調整の上で決定する。

・掲載広告は、規則及び要綱の規定に基づき審査を行う。

・審査に伴い、市税滞納状況調査を広告主各事業者に対して実施するものとする。

## 9. スケジュール

公告日	令和8年5月25日(月)
参加申込書提出期限	令和8年6月12日(金)16時30分
企画提案書の提出期限	令和8年6月26日(金)16時30分
審査(プレゼンテーション)	令和8年7月7日(火)午後(予定)
発行準備期間	令和8年7月中旬～11月下旬
広告審査会	令和8年11月中旬
納品	令和9年1月下旬～令和9年2月中
全戸配布	納品後1か月中

\*審査開始時間、場所については参加事業者に別途伝える。

## 10. 配布方法

(1)事業者が市内の全戸に配布する。

(2)配布方法については、事業者と松阪市で調整して決定する。

(3)事業者は、配布後最低1カ月間は、暮らしのガイドが未配布の世帯から配布の要請があった場合に、その都度、配布する。

(4)事業者は配布完了後、総配布数を松阪市へ報告するものとし、余り部数は市に提供する。

## 11. 参加資格

- (1)松阪市契約規則(平成 17 年松阪市規則第 64 号)第 5 条の規定による一般競争入札有資格者名簿(業務委託)に登録があること。
- (2)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、または民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあっては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (4)松阪市建設工事等指名(入札参加資格)停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5)国税及び地方税を滞納していないこと。

## 12. 参加申し込み

参加を希望する事業者は、申込期日までに以下の書類を提出すること。(郵送可)

- (1)松阪市暮らしのガイド無償提供申込書
- (2)会社概要書(会社案内、沿革等を記載・自由様式・パンフレット可)

## 13. 企画提案書

企画提案書の内容は以下とする。

- (1)取り組み方針
- (2)実施体制調書
- (3)ページ構成(目次)と総ページ数
- (4)完成見本(表紙及び裏表紙のデザイン案・電話番号一覧・行政情報・地域情報・特集など)
- (5)独自の広告掲載基準の有無(基準があれば添付すること)
- (6)広告主の募集方法
- (7)作成・発行スケジュール
- (8)全世帯への配布方法
- (9)過去に作成した本件と類似する情報冊子の発行実績一覧及びその成果品(最低 1自治体)
- (10)その他 特に事業者として独自提案したい内容等

なお、企画提案書は A4 版でファイリングしたものを 7 部用意し、松阪市 秘書広報局 広報広聴課に提出すること。(郵送可)

※「(4)完成見本」は、ファイリングせず別添でも可とする。

## 14. 松阪市広告審査委員会による事業者審査

「松阪市における民間企業等の広告掲載に関する規則」により、申込のあった事業者に対し、市税滞納状況調査及び広告審査委員会にて審査を実施する。

## 15. 事業者の選定

松阪市暮らしのガイド無償提供者選定委員会において、提出された企画提案書によりプレゼンテーション審査(約 20 分程度)を行い、最も優れた提案をした事業者 1 社を選定する。申し込みが 1 社の場合も、採用・不採用を決定するための審査は行う。審査項目は以下のとおり。

- (1)松阪市総合計画に基づいた施策等に対する取り組みが紹介されているか。
- (2)情報のユニバーサルデザイン化がされているか。
- (3)総合的な情報冊子としての役割を果たしているか。
- (4)過去に作成した本件と類似する情報誌の発行実績があるか。
- (5)市役所の組織機構を市民に分かりやすく周知できているか。
- (6)広告の分量は適切か。
- (7)追加提案など、独自性が感じられるか。

\*選定結果は松阪市ホームページにて公開する。

## 16. 掲載広告の審査

暮らしのガイドに掲載予定の広告は、「松阪市における民間企業等の広告掲載に関する規則」及び「松阪市暮らしのガイド無償提供に関する要綱」に基づき審査を行い、市税滞納状況調査を実施する。

※掲載予定広告は、10～20 件程度に小分けして報告する。

※掲載予定広告が決定したら、審査のため掲載予定の広告見本一式を 9 部、市に提出すること。

## 17. その他留意事項

- (1)事業者は広告主の募集にあたって、松阪市が直接媒介をしているような誤解を招くことがないように取り扱うこと。
- (2)広告を募集するにあたり、市に事前の許可を得た場合に、マスコットキャラクター、市章等の使用は認める。
- (3)広告掲載に際し、「掲載している広告内容については松阪市が保証している物ではありません」と明記すること。
- (4)「松阪市暮らしのガイド」の発行に関し、第三者からの苦情や何らかの問題が生じた場合、市及び事業者は、直ちに問題解決のために対応すること。ただし、事業者が集めた広告内容や地域情報に関する一切の責任は、事業者又は広告主が負うものとし、市は一切の責任を負わない。
- (5)その他、必要な事項については、市及び予定者において協議のうえ決定する。

## 18. 申込み・企画書等提出先、問合せ先

〒515-8515 松阪市殿町 1340 番地 1

松阪市 秘書広報局 広報広聴課 津村・大西

(TEL 0598-53-4312)

(FAX 0598-22-1119)

(Eメール [kouhou.div@city.matsusaka.mie.jp](mailto:kouhou.div@city.matsusaka.mie.jp))

\*FAX、Eメールで連絡する際は、到着確認の電話を上記までかけること。